

令和6年度長野県食と農業農村振興審議会 北信地区部会次第

日時: 令和6年7月29日(月)13:30～15:30

場所: 北信合同庁舎 講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 長野県食と農業農村振興審議会 北信地区部会委員への委嘱

4 議長選出

5 会議事項

(1) 第4期長野県食と農業農村振興計画の令和5年度北信地域取組実績について

(2) 第4期長野県食と農業農村振興計画の令和6年度実行計画について

(3) 「少子化・人口減少対策」について

6 その他

7 閉 会

長野県食と農業農村振興審議会北信地区部会委員

(任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日)

区分	氏名	役職	市町村	備考
農業者	おかむら ひろし 岡村 寛	長野県農業経営者協会 飯水支部長	中野市	新 (きのこ)
	あさめま こうじ 浅沼 幸治	長野県農業士協会 下高井支部長	中野市	新 (果樹)
	にしの みえこ 西野 三恵子	長野県農村生活マイスター協会 下高井支部長	中野市	新 (水稲) (果樹)
消費者	にしやま まゆみ 西山 真弓	信州湯田中渋温泉郷 女将の会ゆのか会長	山ノ内町	新
農業関係 団体	まいとう しげお 齊藤 重雄	ながの農業協同組合 みゆき地区筆頭理事	飯山市	
	さきき まこと 佐々木 真	中野市農業協同組合常務理事	中野市	
農業委員	ゆしな けいこ 油科 恵子	長野県農業委員会女性協議会 北信支部長	栄村	新 (野菜)
流通関係者	しおさき ひとし 塩崎 仁志	株式会社 R&Cながの青果 中野支社長	中野市	新
市町村職員	あるが ひろゆき 有賀 裕介	中野市経済部農業振興課長	中野市	新
	かすが なおき 春日 直樹	飯山市経済部農林課長	飯山市	
	10名			

長野県食と農業農村振興審議会における地区部会の設置規程

第1 設置の目的

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づいて策定する「長野県食と農業農村振興計画」（以下「振興計画」）策定及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関し、各地域の県民の意見の反映と、地域の特性を生かした地域別の発展方向の策定及び検証を行うため「長野県食と農業農村振興審議会」に地区部会を設置する。

第2 地区部会の設置

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に規定されているとおり、地域振興局の管轄区域ごとに、部会を設置する。

第3 地区部会の組織

- (1) 地区部会は、部会委員10人程度で組織する。
- (2) 地区部会の部会委員は、農業者、消費者、農業関係団体、農業委員、市町村職員などから、地域振興局長が任命する。
- (3) 部会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 会議の運営

- (1) 地区部会には部会長を置き、部会委員が互選する。
- (2) 部会長は、会務を総理し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。
- (3) 会議は、部会長が招集し、会長が議長となる。
- (4) 部会長が認める場合は、部会委員以外の者がオブザーバーとして協議に参画することができる。
- (5) 会議は、部会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (6) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (7) 会議は、原則として公開とする。
- (8) 地区部会の事務局は、地域振興局農業農村支援センター農業農村振興課に置くこととし、事務局長は、地域振興局農業農村支援センター所長の職にある者が充たる。

第5 地区部会の任務

地区部会は、次に掲げる事項について検討し、部会長は、「長野県食と農業農村振興審議会」に報告するものとする。

- (1) 県が策定する振興計画及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関する地域の意見の集約
- (2) 県の振興計画に基づき、地域の特性を踏まえた「地域別の発展方向」の策定及び検証
- (3) その他、食と農業及び農村の振興に関し、地域で必要な事項

(補 足)

この規程に定めのあるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

(附 則)

この規程は、平成19年1月19日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。